

葛飾区障害者福祉表彰要綱

(平成4年10月2日4葛厚障発第336号区長決裁)

(目 的)

第1条 この要綱は、有する能力を有効に発揮し、他の障害者の模範となる者及び障害者の支援に尽くした功績が特に顕著である者を表彰することにより、その努力をたたえとともに、広く区民に紹介し、障害者福祉の一層の推進を図ることを目的とする。

(対 象)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対し行うものとする。ただし、過去に、厚生労働大臣賞、東京都知事賞を受けた者並びに葛飾区自治功労者表彰要綱第2条第2項第1号に規定する社会福祉功労の表彰を受けた者及び当該功労の表彰候補者を除く。

(1) 自立者

障害者であって、有する能力を有効に発揮し、現在自立して他の障害者の模範とするに足ると認められる者、若しくは現在通所施設等において自立のために努力し、他の障害者の模範とするに足ると認められる者で、原則として次の条件を満たすもの
ア 区内に引き続き1年以上居住していること。

イ 身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級から4級まで、愛の手帳に記載されている障害の程度が1度から4度まで又は精神の障害の程度、難病の程度がこれらのものと同程度であること。

ウ 年齢は満30歳以上であること。

(2) 自立支援功労者

障害者の支援活動に12年以上従事し、その功績が特に顕著であると認められるもの

(3) 優良事業所

ア 障害者の雇用について積極的な努力をしている民間企業で、原則として次の条件を満たすもの

- ① 葛飾区内に1年以上居住している障害者を雇用していること。
- ② 今年度を含め過去5年間（区内に事務所又は事業所を有する民間企業は過去3年間）継続して障害者を雇用し、かつ、障害者の雇用促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に定める雇用率に達していること。
- ③ 障害者である従業員のための設備改善等、その定着のための努力を積極的に行っていること。

イ 葛飾区の障害者支援に尽くした功績が特に顕著であると認められる民間企業。

(欠格条項)

第3条 被表彰者について、次の各号のいずれかに該当する事実が明らかになったときは、区長は当該被表彰者を表彰しないことができる。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

(2) その他区長が不適当と認めた者

(推 薦)

第4条 区長は、障害者福祉表彰を行うに当たり、別表第1に掲げる者に対し推薦を求め
るものとする。ただし、区外の障害者施設長については、申し出によるものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 区長は、前条に定める推薦があったときは、第7条に定める葛飾区障害者福祉表
彰審査会の審査を経て、表彰を受けるべきもの（以下「被表彰者」という。）を決定す
る。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、障害者週間を記念した行事の際に行う。

(審 査 会)

第7条 この要綱に基づく表彰の適正を期するため、葛飾区障害者福祉表彰審査会
（以下「審査会」という）を置く。

2 審査会は、推薦された表彰候補者について、被表彰者として適当であるか否かを審査
し、区長に報告する。

(審査会の構成)

第8条 審査会は、別表第2に掲げる委員をもって構成する。

(審査会の運営)

第9条 審査会に会長を置き、会長は福祉部長とする。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 審査会は、会長が招集する。

5 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する
ところによる。

7 審査会の庶務は、福祉部障害者施設課で行う。

(委 任)

第10条 この要綱の実施に必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 8 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 1 0 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 1 1 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 月 6 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 0 月 2 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 8 月 1 9 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 8 月 4 日から施行し、平成 2 1 年度から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 2 年 8 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 3 年 7 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行し、平成 2 7 年 7 月 3 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 9 年 6 月 1 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年8月7日から施行する。

(別表第1)

葛飾区障害者福祉表彰推薦者

葛飾区内の障害者福祉団体の長	葛飾区社会福祉協議会会長
葛飾区民生委員協議会会長	健康部保健予防課長
墨田公共職業安定所長	障害者施設長
福祉部障害福祉課長	福祉部障害者施設課長

(別表第2)

葛飾区障害者福祉表彰審査会委員

葛飾区内の障害者福祉団体代表2名	葛飾区社会福祉協議会事務局長
福祉部長	福祉部福祉管理課長
福祉部障害福祉課長	福祉部障害者施設課長
健康部保健予防課長	